

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件
 - 保安林の指定をする予定である旨通知があった件
 - 道路の区域を変更する件三件
 - 道路の供用を開始する件
 - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件
- 四 四 四 四 四 四

告 示

福島県告示第五十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十六年二月四日

- 福島県知事 佐藤雄平
- 指定する区域
田村郡三春町大字熊耳字南原一番、七九番一、七九番二、九五番及び九六番の各一部
 - 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
- 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

- 鉛及びその化合物又はふっ素及びその化合物
- 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類なし

（水・大気環境課）

福島県告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年二月四日

福島県知事 佐藤雄平

- 保安林予定森林の所在場所
岩瀬郡天栄村大字牧之内字石切場一の七
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定実施要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字石切場一の七（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - 主伐として伐採することができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十六年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）

県道原町川俣線	変更前	A	八・五〇 一三五・二	三、七二三・五
	変更後	A B	八・五〇 一三五・二 一三・九〇 八五・一	三、七二三・五 二、八〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年二月四日

福島県知事 佐藤雄平

県道小名浜小野線	変更前	敷地の幅員 (メートル)	七・九〇 一九・一	一三三三・八
	変更後	敷地の幅員 (メートル)	一〇・五〇 一九・一	一三三三・八

(道路計画課)

福島県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年二月四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区	変更前	敷地の幅員	延長
-----	---	-----	-------	----

県道小名浜小野線	変更前	敷地の幅員 (メートル)	八・八〇 一九・八	一五〇・七
	変更後	敷地の幅員 (メートル)	九・六〇 二五・二	一五〇・七

(道路計画課)

福島県告示第五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十六年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年二月四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道喜多方河東線	喜多方市熊倉町熊倉字壇ノ前一四七九番二地先から同市熊倉町熊倉字壇ノ前一四七九番二地先まで	平成二十六年二月四日

(道路計画課)

福島県告示第五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十六年二月四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 施行者の名称 白河市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県南都市計画道路事業 三・四・百三号 西郷搦目線 三・五・百七号 道場町南湖線
- 三 事業施行期間 平成八年十一月十九日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 平成二十一年福島県告示第百七十一号の事業地のうち三番町地内にお

使用の部分 変更なし
いて事業地を変更する。

(まちづくり推進課)

公 告

公告第二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年二月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年一月二十三日
- 二 名称
特定非営利活動法人キッズハウスりんごっこ
- 三 代表者の氏名
渡辺 英司
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市本内字西河原五十九番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、放課後の保育が必要とされる小学校児童に対して、豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築く事業を行うことにより、児童の心身とも健やかな発達を促すとともに、保護者の働く環境を支援し、健全で豊かな地域社会に寄与することを目的とする。

(文化振興課)